資料１

全国知事会緊急雇用対策本部　設置要綱（案）

１　設置の趣旨

米国に端を発した世界的な金融危機は、実体経済にも深刻な影響を及ぼしている。世界が同時不況の様相を呈する中、国内においても、倒産件数の増加や有効求人倍率の低下など雇用情勢は急速に悪化しており、非正規労働者の契約打切りや雇い止め、新卒者の採用内定取消しなどの問題が生じている。

地域経済において極めて重要な役割を果たしている中小企業の業況も深刻の度を深めており、都道府県は、それぞれが地域の経済振興や雇用対策に全力を挙げて取り組んでいる。このような中、都道府県が情勢や取組みを共有し連携を図ることにより、各地域におけるより有効な対策に資するため、全国知事会に緊急雇用対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

２　組織

(1) 本部は、各都道府県知事を本部員として組織する。
(2) 本部に本部長を置き、農林商工常任委員会委員長を本部長とする。

３　目的

(1) 各都道府県における雇用対策、中小企業対策等について情報の交換共有化を通じ、それぞれの取組みの一層の充実とより効果的な政策実現につなげること。
(2) 必要に応じ政府への提案・要請を行うこと。

４　事務局

本部の事務は、本部長県との協力の下、全国知事会事務局において処理する。

５　その他

この要綱に定めるもののほか本部の運営に必要な事項は本部長が別に定める。

６　施行日

この要綱は、平成２０年１２月１９日から施行する。